

意見書の提出

3月定例会の最終日の本議会において、議員提出議案の意見書5件が提出され、審査の結果、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁等に送付されました。

内容については次のとおりです。

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

1 日本の誇る環境技術を駆使して、化石燃料からの転換を図る環境産業の活性化を促すこと。そのため3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。

2 2020年には、太陽光発電などの再生エネルギーの1次エネルギー構成率20%を目指す。特に太陽光発電については2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など大胆な取り組みをすること。

3 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、2020年に新車販売の70%超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。

4 省エネ住宅・ビル等の建設・改修を大規模に促進するとともに、

環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、さらなる国の支援を拡充すること。

5 森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3・8%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林などの森林整備を進めること。さらに、これにより林業・造園・建設業など関連業種で新たな雇用を創出すること。

6 地産地消型のバイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。

7 エコ・ポイント事業（温暖化対策行動等に対してポイントを発行するもの）を拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

1 障害者自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障害者施策としての在るべき仕組みを検討すること。

2 最大の問題となっている利用者負担については、これまでの特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、これまでの経緯を十分に踏まえ、新たな利用者負担の考え方に基つき、法の規定を見直すこと。

3 新体系への移行が円滑に進まな

い状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと。

4 障害者の範囲について、発達障害や高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう見直しを行うこと。

5 地域生活支援事業について、障害者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること。

6 福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること。

派遣労働法をはじめとした労働法の抜本的改正を求める意見書

1 法定割り増し賃金率の引き上げやサービス残業の取り締まり強化を図ること。

2 日雇い派遣や製造業などを含め派遣労働の原則禁止をはじめ、労働者派遣は、常用型派遣を基本とし、登録型派遣を例外として、厳しく規制することなどを盛り込んだ派遣法の改正を早期に図ること。

3 派遣労働等のため、雇用保険に加入していない労働者が失職した場合でも労働者の生活確保や職業訓練に要する費用を政府が負担すること。

1 少子化社会の中にあつて、次世

保育所の最低基準の引き下げや市場原理に基づく直接契約の導入等に反対を求める意見書

代を担う子どもの育成については、これまでに増して国と地方が共に責任を持って推進すべきであります。

2 保育所への入所要件の拡大は、保育にかける児童の福祉の後退を招かない措置を講じるとともに国及び地方の必要な財源確保を前提として行うべきであります。

3 保育所には、市場原理に基づく直接契約・直接補助制度の導入は、子どもの福祉の低下を招くものであり導入すべきではありません。

4 保育所の最低基準を見直し地方自治体ごとに定める基準とすることは、福祉の後退に繋がるものであり、全国一律の最低基準が必要です。

仮称・蒔田トンネル開削促進に関する意見書

このたび吉田、大田地域の各世帯及び尾田蒔田地域の各町会並びにみどりが丘工業団地及び吉田、大田地域の各企業がこぞって参加し、「仮称・蒔田トンネル開削促進期成同盟会」が設立され、所期の目的達成のための運動を強力に展開していくこととなりました。

つきましては、「仮称・蒔田トンネル」の開削促進に特段のご理解を賜り、早期の事業実施を要請します。

